

日本中國學會報 第七十四集  
二〇二二年十月八日 發行 拔刷

『戰國縱橫家書』蘇秦書信に關する再檢討

近藤浩之

# 『戰國縱橫家書』 蘇秦書信に關する再檢討

近藤浩之

## 問題の所在

馬王堆漢墓出土帛書『戰國縱橫家書』の蘇秦に關する諸章とその内容について、かつて筆者は、『戰國縱橫家書』に見える蘇秦の活動に關する試論』（『中國哲學』第三十二號、二〇〇四年三月、17〜56頁、以下、拙稿「試論」と略稱）、および『戰國縱橫家書』蘇秦紀事本末案』（『中國哲學』第三十五號、二〇〇七年八月、81〜115頁、以下、拙稿「本末案」と略稱）を發表して、蘇秦にまつわる出來事の經緯や顛末を論じ、例えば第四章の「善しとする所」とは樂毅にほかなるまい、などという幾許かの愚案を呈したことがある。

その後、今に至るまでの間に、『戰國縱橫家書』研究を總括した觀のある、重要な研究成果が世に問われた。すなわち、大西克也・大櫛敦弘著『戰國縱橫家書』（馬王堆出土文獻譯注叢書、東方書店、二〇一五年）（以下、「大西・大櫛書」と略稱）は日本における該研究の集大成であり、裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』（全七冊、中華書局、二〇一四年）のうち、『壹』所收『戰國縱橫家書』の「整理圖版」（以下、「整理圖版」と略稱）、『參』所收『戰國縱橫家書』の「釋文

注釋」（以下、「釋文注釋」と略稱）、『柒』所收『戰國縱橫家書』の「原始圖版」などは、長い年月を経て馬王堆漢墓簡帛文獻を整理してきた中國の研究者たちの總意と最終的な整理報告と言つてよからう。

今後は、『戰國縱橫家書』の釋文として、「整理圖版」に基づく「釋文注釋」が標準的な底本となるであろうし（本稿でもこれを底本とする）、日本ではその訓讀や口語譯は、「大西・大櫛書」が標準的なものとして依據されるであろう。「大西・大櫛書」や「釋文注釋」のおかげで、『戰國縱橫家書』は以前よりも正しく讀解できるようになったし、そこに描かれた蘇秦の活躍の物語もより具對的に理解できるようになった。また、十數年前にものした拙稿「試論」や拙稿「本末案」についても、修正すべき所がより明確に見えてきた。ただし、それらによつて『戰國縱橫家書』を讀み解くための諸問題がすべて解決されたわけではなく、なお、いくつかの（見方によつては相當多くの）重要な問題が残されている。

本稿では、『戰國縱橫家書』に見える蘇秦の發信した書信、就中、第一章から第三章までの蘇秦の書信について再檢討を行ないたい。『戰國縱橫家書』前三章（第一章から第三章まで）は、蘇秦が拘留さ



これは、『戦國縦横家書』全二十七章のうち、蘇秦の事績に係るもの（第一〜十四章、第十七章、第二十〜二十二章）のみ編年している。各研究者の年代推定における一、二年のズレはあまり気にしないでよいが、重要なのは年代ではなく、その順序である。蘇秦書信の内容を理解するために最も重要なのは、各出来事の先後関係や因果関係である。「大西・大櫛書」(解題、7頁)に言うように、とりわけ第一部分(第一〜十四章)の各章は「相互に密接に関連するために、そこでの編年の微妙な差異が、それぞれの前後関係、ひいては全体の理解に大きな影響をおよぼすことになる」からである。さらに言えば、密接に絡み合う各章の出来事記述の先後または同時期などの、順序関係を明らかにすることこそが、全體をより正確に理解するために必須なのであり、その後にはじめてより正確な年代推定が可能になるのである。

本稿では、各出来事の先後関係や因果関係の証明は、主に『戦國縦横家書』各章相互の整合性だけを根拠とするものである。よつて、『史記』や『戦國策』の年表や記述と無理に摺り合わせるような矛盾の解消はしない。筆者は、あえて『戦國縦横家書』の中だけで整合性を取り出来事の順序を示すことが重要だと考えている。その先後関係の整合性を考えるための重要な指標が「今」という言葉である。本稿で考察する第一部分(第一〜十四章)の各章は、唯一の例外の第五章が(燕王と蘇秦との)對話である以外は、書簡文(書信)であると見てよい(「大西・大櫛書」解題、10頁参照)。それら書信の中に現れる「今」はほとんどが、その「書信を發する今」現時點の事柄を表す重要な指標である<sup>3)</sup>。

本稿では、この「今」に關わる記述を詳細に分析することによつて、

『戦國縦横家書』第一部分とりわけ前三章が、一連の書信という表現形式(より具對的で生々しい臨場感を持つ形とも言える)によつて、どのような蘇秦の活躍を筋書きし、どのような蘇秦像を描こうとしていたのか、その蘇秦にまつわる物語を忠實に復元してみたいのである。

### 秦昭王十九年(前二八九年十月〜前二八八年九月) という基點

『戦國縦横家書』によるかぎり、蘇秦は秦昭王十九年(一般には前二八八年とされる)前後に活躍した人物である。そして秦昭王十九年は、蘇秦の活動に關わる出来事の先後関係を分析するために、基點(基準年)とするのに都合のよい年である。その年の前半には、いわゆる「東西稱帝」の策謀(秦が西帝を稱し、齊が東帝を稱し、兩國が手を結び趙を攻めようとする策謀)があり、その年の後半には、「五和入秦」(五國が合縱して秦を攻めること)へと情勢が急轉する<sup>5)</sup>。ただし、誤解を生じやすい年でもあるので、ここで秦昭王十九年の嚴密な範圍と意味を説明しておくなければならない<sup>6)</sup>。

藤田勝久氏が指摘する如く、周家臺秦墓の「曆譜」や里耶楚簡の紀年資料には、秦代の秦曆の原理が示されており(復元も可能となり)、十月を歲首として閏月を後九月としている(藤田勝久『史記戰國列傳の研究』、汲古書院、二〇一一年、8〜10頁)。例えば周家臺三〇號秦墓の「曆譜」で、秦始皇帝三十四年(前二三)の竹簡「曆譜」(一〜六四簡)は、次のような形式を示している。

〔十月戊戌〕〔十二月丁酉〕二月丙申 四月乙未 六月甲午  
八月癸巳  
十一月丁卯 正月〔丙寅〕 三月乙丑 五月甲子 七月癸亥

九月癸亥 後九月大、癸巳

さらに藤田氏が指摘する如く、『史記』の戰國紀年は少なくとも秦紀年を基準としており、とりわけ『史記』六國年表は（その序文で司馬遷が「秦記」を利用したという通り）、秦紀年に見える秦と各國との關連記事をもつ。

以上のことを踏まえて、『史記』六國年表によつて具體的に、件の秦昭王十九年（とその前後）の記事を確認し、この表が十月を歲首とする秦曆に基づくことを考慮するならば、次のように補正される。

前二八九 正月—九月	十八 客卿錯擊 魏、至軹、 秦擊我、 取城大小 六十一。	七	七	十	十	二十三	三十五	秦昭王	魏昭王	韓釐王	趙惠文王	楚傾襄王	燕昭王	齊湣王
前二八九 十月—十二 月	十九 十月爲帝、 十二月復 爲王。	七	七	十 秦拔我桂 陽。	十一	二十三	三十五 爲東帝二 月、復爲 王。							
前二八八 正月—九月	十九 任鄙卒。	八	八	十一	十一	二十四	三十六							
前二八八 十月—十二 月	二十	八	八	十一	十二	二十四	三十六							

『史記』秦本紀に「（昭王）十九年、王爲西帝、齊爲東帝、皆復去之。」とある。また、六國年表の秦昭王十九年に「十月爲帝、十二月復爲王。」（齊表に「爲東帝二月、復爲王。」）とあるように、この「東西

稱帝」の策謀は同年十月〜十二月の（足かけ三ヶ月のうち）二ヶ月間で瓦解する。もしそれが事實ならば、『戰國縱橫家書』第四章に見える、齊と趙とが阿で遇（會盟）して「秦を功（攻）め帝を去る」ことを約したという出來事は、十二月の事として限定できよう。なお、この十月〜十二月は、我々の感覺では前二八九年末であるが、秦曆は十月が年始のため、すでに前二八八年初のこととなる。

再度強調しておくが秦昭王十九年初、齊の曆（夏正、正月が年始）では前二八八年初十月〜十二月に、秦相魏冉が自ら齊に赴き、秦が西帝を稱し、齊が東帝を稱し、兩帝の主導で五國が連合して趙を亡ぼし、五國で趙の地を三分するという壮大な策略を提案する。もしもこの策略を齊が受け入れて、齊・趙の關係が悪化したとしても、秦・齊によつて趙が亡ぼされてしまい、しかも齊がより強大になるようでは、燕が齊に勝てる見込みは永遠に消滅する。燕が齊に勝つには、どうしても趙と共同で齊を攻める状況を作りださなければならない。蘇秦にとつて、趙はそのためだけに存在意義がある。『戰國縱橫家書』第三章に「齊勺（趙）循善、燕之大過（禍）。……勺（趙）非可與功（攻）齊也、無所用。」（齊・勺（趙）循善なるは、燕の大過（禍）なり。……勺（趙）は與に齊を功（攻）む可きに非ざれば、用ふる所無し。）と云うのは、そのことを如實に語つたものであり、それが蘇秦の基本的な考え方である。しかし、事ここに及んで、蘇秦も迷い、同第三章に「將養勺（趙）而美之、齊乎、害於燕。惡之齊乎、奉陽君怨臣。臣將何處焉。臣以齊善勺（趙）、必容焉、以爲不利國故也。」（將た勺（趙）を養ひて之れを齊に美くせん乎、燕に害あらん。之れを齊に惡しくせん乎、奉陽君、臣を怨まん。臣、將た何れに處らん。臣、齊を以て勺（趙）に善くせば、必ず容れられんも、國に利

あらずと以爲ふが故なり。」と云う。それでも結局は、同第三章に「齊勺(趙)不惡、國不可得而安、功不可得而成也。齊趙之惡從已、願王之定慮而羽鑽臣也。」(齊・勺(趙)惡まざれば、國得て安んず可からず、功得て成る可からざるなり。齊趙を之れ惡むことは、從なるのみ、願はくは、王之慮を定めて臣を羽鑽せんことを。)と云い、齊趙關係を惡化させることを選ぶ。ただし、同第三章に「勺(趙)止臣而它人取齊、必害於燕。臣止於勺(趙)而侍(待)其魚肉。臣不利於身。」(勺(趙)臣を止めて、它人齊を取れば、必ず燕に害あらん。臣勺(趙)に止められて其の魚肉を侍(待)つ。臣自身に利あらず。)とあるように、この時、蘇秦は趙で足止めされて(拘留されて)、身動きが取れないでいる。趙での拘留から解放される直前までの經緯を物語るのが第三章をはじめ第一章、第二章の書信である。

## 第二章の再検討

さて、第一章・第二章・第三章は、いずれも趙で拘留状態にあった蘇秦から燕王に宛てた一連の書信であるが、各章書信の先後關係については、單純に章の順番の通りではない。現在のところ、各章の文脈から推測するに、妥當なのは主に《第三↓二↓一章という順序》と、《第三↓一↓二章という順序》との二通りの案のどちらかに絞られるが、筆者は後者の方がより妥當であると考えてる(「編年一覽表」を参照)。以下にその根據を説明する。

最も重要な根據は、第二章が一連の三つの書信の最後に位置して、それまでの燕王とのやりとりを總括していると見なせるからである。第二章の文章を書信の往來などを區別して改行しながら次に示す。

### (一) 蘇秦使韓山獻書燕王章

『戰國縱橫家書』蘇秦書信に關する再検討

⑤使韓山獻書燕王曰、①臣使慶報之後、徐爲之與臣言甚惡。死亦大物已、不快於心而死、臣甚難之。故②臣使辛調大(去)之。③王使慶謂臣、「不利於國、且我夏(憂)之。」臣爲此未敢去之。④王之賜使使孫與弘來、甚善已。言臣之後、奉陽君徐爲之視臣益善、有遣臣之語矣。

今⑤齊王使李終之勺(趙)、怒於勺(趙)之止臣也。且告奉陽君、相橋於宋、與宋通關。

⑤奉陽君甚怒於齊、使勺(趙)足問之臣、臣對以弗知也。臣之所患、齊勺(趙)之惡日益、奉陽君盡以爲臣罪。恐久而後不可救也。

齊王之言臣、反不如已。

願王之使人反復言臣、必毋使臣久於勺(趙)也。

韓山を使はして書を燕王に獻せしめて曰く、臣慶を使はして報ぜしむるの後、徐爲の臣と言ふこと、甚だ惡し。死も亦た大物なるのみ、心に快からずして死するは、臣甚だ之を難しとす。故に臣は辛を使はして之を大(去)らんことを調ふ。王慶を使はして臣に「國に利あらず、且つ我之を夏(憂)ふ。」と謂ふ。臣此れが爲に未だ敢へて之を去らず。王之使を賜り、使孫と弘とを來らしむるは甚だ善し。臣を言ふの後、奉陽君・徐爲の臣を視ること、益善く、臣を遣るの語有り。今、齊王李終を使はして勺(趙)に之かきしめ、勺(趙)の臣を止むるを怒り、且つ奉陽君に、橋を宋に相たらしめ、宋と關を通ずるを告ぐ。奉陽君、甚だ齊に怒り、勺(趙)足をして之を臣に問はしむるに、臣は對ふるに知らざるを以てするなり。臣の患ふる所は、齊勺(趙)をこれ惡むや日に益すること、奉陽君盡く以て臣の罪と爲す。久しくして後は□救ふ可からざらんことを恐るるなり。齊王の臣を言ふは、反りて已むに如かず。願はくは、王

の人を使はして反復して臣を言ひ、必ず臣をして勺(趙)に久しくせしむる母きを。

この章に見える各書信の往來を、時系列の順に抽出して示せば、次のようになる。

- 凡例・「順番號」「發信者」↓「(傳達者)」↓「受信者」
- ①「臣」蘇秦↓(《盛慶》)↓燕王(※第三章書信の發信)
- ②「臣」蘇秦↓(《辛》)↓燕王(※趙を去ることを諷う)
- ③燕王↓(《盛慶》)↓「臣」蘇秦(※趙を去ることは「不利於國」)
- ④燕王↓(《使孫と趙弘》)↓奉陽君・徐爲(※臣のことで口添え)
- ⑤齊王↓(《李終》)↓趙王・奉陽君(※齊宋の同盟國化を告げる)
- ⑤奉陽君↓(《趙足》)↓「臣」蘇秦(※臣の責任を問う)
- ⑤「臣」蘇秦↓(《韓山》)↓燕王(※第二章書信の發信)

ここに示した①から⑤までの時點が、第三章や第一章のどの記述と對應するか確認してみよう。再度、強調しておくが、第三・一・二章の書信は、わずか二ヶ月程度の期間に燕王と蘇秦の間で交わされた書信であり、「相互に密接に關連する」對應關係が存在すると見なせる。

### 第三章の再検討

第一章よりも先に第三章の方から検討するが、實はこの章は、本來、二つの章であつたものが(おそらく同じ「使盛慶獻書燕王曰」が冠されていたために)合して一つの章になつてゐるものと考えられる。その根據は、「蘇脩在齊」の前とそれ以降との間で文脈が切れ、それぞれ異なる時點の話であるからである。その明確な證據として、前半にも「今①齊王使宋竅謂臣曰」とあり、後半にも「今③【齊】王使宋竅詔臣曰」とあり、どちらも同じ「今」(『戰國縱橫家書』においては書信

を發する今現時點を表す重要な指標)であるのに、同じ齊王が、同じ「宋竅」という傳達者によつて、別々の内容(前半は奉陽君からの要請・忠告・交渉の事、後半は蘇秦を齊に召還する事)を言つて來てゐる。他の章を見るかぎり、同じ傳達者が別々の事柄を「今」同時にもたらすような狀況は、あり得ない。同じ「今」の時點で假にあつたとしても、「謂臣曰、……又詔臣曰、……」として、別の情報を追加する書き方をするだろう。同じ一つの書信に「今①齊王使宋竅謂臣曰」と「今③【齊】王使宋竅詔臣曰」とが書かれてゐることは、非常に不自然だと言わざるを得ない。話の内容からも、もと前半と後半と二つの書信であつたと考える方が、むしろ自然である。よつて、第三章の前半と後半とを別の時點(前半が①、後半が③)として分けて分析する。(▼は、①よりもさらに前の時點を示す。)

#### (二) 蘇秦使盛慶獻書燕王章の前半

・①使盛慶獻書於【燕王曰】、□□□□雖未功(攻)齊、事必美者以齊之任臣、以不功(攻)宋、欲從韓・梁(梁)取秦以謹勺(趙)、勺(趙)以(已)用薛公・徐爲之謀謹齊、故齊【趙】相倍(背)也。

今①齊王使宋竅謂臣曰、「▼奉陽君使周納言寡人曰、燕王請母任蘇秦以事、信【乎】。又」(筆者推測)▼奉陽君使周納言之曰、「欲謀齊、寡人弗信也。▼周納言、『燕勺(趙)循善矣、皆不任子以事。▼奉陽【君】【又(有)說】(筆者推測)丹若得也。曰、『筭(荷)母任子、講、請以齊爲上交。天下有謀齊者請功(攻)之。』」

(三) 蘇秦使盛慶獻書燕王章の後半

【・③使盛慶獻書於燕王曰】(筆者推測)、蘇脩在齊、使【諸可以惡齊勺(趙)者將】(筆者推測)予齊勺(趙)矣。今③【齊】王使宋竅詔臣曰、「魚(吾)將與子□有謀也。」臣之所見於【奉陽君】(筆

者推測)、□□□□□□不功(攻)齊、全於介(界)。所見於薛公・徐爲、其功(攻)齊益疾。王必勺(趙)之功(攻)齊、若以天下【與勺(趙)禾(和)陰謀齊】(筆者推測)焉。外齊於禾(和)、必不合齊秦以謀燕、則臣請爲免於齊而歸矣。

爲趙擇【不功(攻)齊、全於介(界)】(筆者推測)、【不】必趙之不合齊秦以謀燕也、齊王雖歸臣、臣將不歸。

諸可以惡齊勺(趙)【者】將【予】<sup>①</sup>之。以惡可【也】、以辱(辱)可也、以與勺(趙)爲大讎可也。

今③王曰、「必善勺(趙)、利於國。」臣與(舉)不知其故。奉陽君之所欲、循【善】齊秦以定其封、此其上計也。次、循善齊以安其國。

齊勺(趙)循善、燕之大過(禍)。將養勺(趙)而美之齊乎、害於燕。惡之齊乎、奉陽君怨臣、臣將何處焉。

臣以齊善勺(趙)、必容焉、以爲不利國故也。勺(趙)非可與功(攻)齊也、無所用。

勺(趙)毋惡於齊爲上。齊勺(趙)不惡、國不可得而安、功不可得而成也。

齊趙之惡從已、願王之定慮而羽鑽臣也。勺(趙)止臣而它人取齊、必害於燕。臣止於勺(趙)而待(待)其魚肉。臣□不利於身。

盛慶をばはして書を【燕王】に獻せしめて【曰く】、□□□□未だ齊を功(攻)めずと雖も、事必ず美しき者は、齊の臣を任じ、以て宋を功(攻)めず、韓・梁(梁)に從りて秦を取り以て勺(趙)に謹しまんと欲し、

勺(趙)は以(已)に薛公・徐爲の謀を用ひて齊に謹むを以て、故に齊・

【趙】相ひ倍(背)くなり。今、齊王宋竅をばはして臣に謂はしめて曰く、「奉陽君、周納をばはして寡人に告げて曰く、『燕王、蘇秦を任ずるに事

を以てする母きを請ふ』と。信なる【か。又た】奉陽君、周納をばはして之を言ひて曰く、『蘇秦は】齊を謀らんと欲す』と。寡人信ぜざるなり。周納の言ふ、『燕・勺(趙)の循善たるは、皆子に任ずるに事を以てせざればなり』と。奉陽【君】丹若しくは得に【説くこと又(有)る】なり。曰く、『苟くも子を任ずる母ければ、講し、請ふらくは齊を以て上交と爲さん。天下に齊を謀る者有れば、請ふらくは之を功(攻)めん』と。』と。

蘇脩齊に在り、【諸ろの以て齊・勺(趙)を惡ましむるべき者をして將に】齊・勺(趙)に子へしめん。今、【齊】王宋竅をばはして臣を詔して曰く、「魚(吾)は將に子と□謀ること有らんとす。」と。臣の【奉陽君】に見る所は、□□□□齊を功(攻)めず、介(界)を全くす。薛公・徐爲に見る所は、其の齊を功(攻)めんとすること益疾し。王勺(趙)の功(攻)齊を必ずするに、若し天下を以て【勺(趙)と禾(和)し、陰かに齊を謀り】、齊を禾(和)より外し、【趙の】齊・秦に合して以て燕を謀らざるを必せば、則ち臣は齊より免ぜられて歸らんことを請ふ。

爲し趙【齊を功(攻)めず、介(界)を全くするを】擇び、趙の齊・秦に合して以て燕を謀らざるを必せ【されば】、齊王臣を歸すと雖も、臣は將に歸らざらんとす。諸ろの以て齊・勺(趙)を惡ましむるべき【者】は、將に之を【予へんと】す。以て惡まるるも可【なり】、以て辱(辱)しめらるるも可なり、以て勺(趙)と大讎と爲るも可なり。

今、王曰く、「必ず勺(趙)に善くせよ。國に利あり。」と。臣は與(舉)げて其の故を知らず。奉陽君の欲する所、齊・秦に循【善】して以て其の封を定むること、此れ其の上計なり。次は、齊に循善して以て其の國を安んずること。齊・勺(趙)循善なるは、燕の大過(禍)なり。將た勺(趙)を養ひて之を齊に美くせんか、燕に害あらん。之を齊に惡しく



せんか、奉陽君臣を怨まん。臣將た何れに處らん。臣齊を以て勺（趙）に善からしむれば、必ず容れられんも、國に利あらずと以爲ふが故なり。

勺（趙）は與に齊を功（攻）むるべきに非ざれば、用ふる所無し。勺（趙）は齊に惡まるる母きを上と爲す。齊・勺（趙）惡まざれば、國は得て安んずべからず、功は得て成すべからざるなり。齊趙をこれ惡むことほしまなるのみ。願はくは王の慮を定めて臣を羽鑽せんことを。勺（趙）臣を止めて、它人齊を取れば、必ず燕に害あらん。臣勺（趙）に止められて其の魚肉たるを待（待）つ。臣□身に利あらず。

特に注意すべきは、第三章の後半で「今」と言っているのが二箇所、**「今③【齊】王使宋竅詔臣」と「今③王曰、「必善勺（趙）、利於國。」**

とであり、燕王の「必善勺（趙）、利於國。」（必ず趙との親善につとめよ、それが燕國に利となるのである。）という言は、實質的に第二章の（臣が趙を去ることを諷うたことに對して）**「③王使慶謂臣、「不利於國、且我夏（憂）之。」**（趙を去ることは燕國に利とならない、我はそのことを憂えるから、趙を去るべきではない。）と同じ内容である。よつて、すべて③の時點のことだと推定した。③の燕王から「臣」への傳達者「慶」は、まさに①で「臣」から燕王へ使いたした（往）、その「盛慶」が、③で王からの言をもつて返つて來た（復）ものである。そして、その「慶」によつてまた「臣」から燕王へ現狀報告がなされたはずだから、第三章の後半の冒頭にも**【・使盛慶獻書於燕王曰】**が有つてしかるべきだと筆者は推測する。

それは、齊王が宋竅を傳達者として「臣」と謀を相談したい（齊に召還したい）と詔してきた（今③**【齊】王使宋竅詔臣曰、「魚（吾）將與子□有謀也。」**）タイミングと同時だったのである。

## 第一章の再検討

まず注意すべきこととして第二・三章とは異なり、一連の書信でありながら第一章の冒頭「**自趙獻書燕王**」に傳達者の名は無い。ただし、おそらくその傳達者は第二章の「**②臣使辛調大（去）之（趙を去ることを諷う）**」に見える「辛」に他なるまい。第一章の主要な内容も、「**②臣欲以齊大（惡）而去趙**」とあるように、まさに明確に「趙を去る」ことを要望している。よつて、第一章の書信は基本的に②の時點のものと考えられる。さらには、第一章②の時點に「**使田伐若使使孫疾召臣**」（田伐もしくは使孫を使わしてはやく臣を召還してほしい）と要請したことに對して、第二章の「**④王之賜使使孫與弘來**」がそれに應じたものであり、その使孫らが「**言臣之後、奉陽君・徐爲之視臣益善**」（臣のことで口添えをしてくれたおかげで、奉陽君・徐爲の臣を見る目が好轉した）という記述は、第一章②の時點の「**因辭於臣也**」（使孫らを寄こす機會に臣のことで口添えをしてほしい）という要請とみごとくに對應している。つまり、第二章⑤の時點の書信は明らかに第一章②の時點の内容を踏まえて書かれているのである。

（一）蘇秦自趙獻書燕王章）

②自趙獻書燕王曰、始臣甚惡事、恐趙足……臣之所惡、故冒趙而欲說丹與得、事非□□□□□□□□臣也。

今②奉陽【君】之使與【臣】言之曰、燕趙循善、必【】（筆者推測）封秦也、任秦也、比燕於趙、令秦與筦（兌）□□□□□□。

【秦・】宋不可信。若【在梁（梁）者其】（筆者推測）持（侍）我、其從徐【爲】□□□□□□制事、齊必不信趙矣。

王母夏（憂）事、務自樂也。臣聞王之不安、臣甚願【王安。□五

和】(筆者推測)之中重齊、欲如【天下從】(筆者推測)齊、秦母惡燕梁(梁)以自持也。

今②與臣約五和入秦、使使齊韓梁(梁)【燕】□□□□□□□□約御(却)軍之日、無伐齊外齊焉。

事之上、齊趙大惡。中、五和外燕。下、趙循合齊秦以謀燕。

今②臣欲以齊大【惡】而去趙、胃(謂)齊王、趙之禾(和)也、陰外齊謀齊。齊趙必大惡矣。

奉陽君徐爲不信臣、甚不欲臣之之齊也、有(又)不欲臣之之韓梁(梁)也。

燕事小大之諍(争)、必且美矣。臣甚患趙之不出臣也。知(智)能免國、未能免身。願王之爲臣故、此也。使田伐若使使孫疾召臣、因辭於臣也。爲予趙甲因在梁(梁)者。

趙より「辛を使はして」書を燕王に獻ぜしめて曰く、始め臣甚だ事を惡み、趙足を恐れ……は、臣の惡む所なり。故に趙に冒して丹と得とを説かんと欲す。事は……に非ず、臣を……なり。

今、奉陽【君】の【臣】と【言は】しめて【曰く】、「燕・勺(趙)循善たれば、必ず」秦を封ずるや、秦を任ずるや、燕に比ひて趙に於いてし、秦と兪(兪)とをして□□□□□□せしめん。【秦と】宋とは信ず可からず。

若し【梁(梁)に在る者其の】我ら【燕】を持(持)み、其の徐【爲】を従へ□□□□□□事を制すれば、齊は必ず趙を信せず。王事を夏(憂)ふる母かれ、自ら樂しむを務めよ。臣王の安からざるを聞き、臣甚だ

【王の安きを】願ふ。【□五和】の中、齊を重んずるは、【天下の】齊に【從ふが】如くし、秦燕・梁(梁)を惡む母く、以て自持せんことを欲すればなり。

今、「奉陽君は」臣と五和入秦を約し、使を齊・韓・梁(梁)・【燕】に

使はして、□□□□□□□□御(却)軍の日に、齊を伐ち・齊を外すこと無きを約す。事の上は、齊・趙大いに惡む。中は、五和して燕を外さず。下は、趙齊・秦に循合して以て燕を謀る。

今、臣齊を以て大いに【惡ましめて】趙を去り、齊王に「趙の禾(和)するや、陰に齊を外し・齊を謀らんとす」と胃(謂)はんと欲す。齊・趙必ず大いに惡まん。奉陽君・徐爲臣を信せず、甚だ臣の齊に之くを欲せず、有(又)た臣の韓・梁(梁)に之くを欲せざるなり。燕の事小大の諍(争)ひ、必ず且に美(よ)からんとす。臣、甚だ趙の臣を出ださざるを患ふるなり。知(智)は能く國を免(ま)るるも、未だ身を免るること能はず。

王の臣が爲にするを願ふ故は、此れなり。田伐を使はし若くは使孫を使はし、疾く臣を召し、因りて臣に於いて辭せよ。趙甲を予ふるを爲すは、梁(梁)に在る者に因る。

この第一章(②の時點)に「今」と言つてゐるのは三箇所である。

一つ目「今奉陽【君】之使」云々は、おそらく奉陽君(の使者)と臣(蘇秦)との兩者の間だけの交渉であろう。交渉の取引條件として「封秦也、任秦也、比燕於趙」、「令秦與兪(兪)」などと言ひ、蘇秦が自分を「秦」と、奉陽君が自分を「兪(兪)」と稱する形であるのは、互いが對等の立場で交渉している證據である。交渉の主な内容はおそらく五和(五國連合)を實現するためにまず兩者が協力することを確認し、具體的に趙における蘇秦の封地や任官(同盟する國どうしが紐帯となる人物を兼ねて任用すること)を提案してゐるのではなからうか。

二つ目の「今與臣約五和入秦」云々は、臣と約したのが誰か書いてないが、やはり奉陽君と考えて間違いないだろう。奉陽君と蘇秦との間で「五和入秦」の約が成立したのが②の時點であることが確定する。

三つ目の「今臣欲以齊大【惡】而去趙」こそは、第二章の「②臣使

辛調大《去》之》(趙を去ることを諷う)と同じ事であり、この第一章の書信が②の時点であると考えられる重要な手がかりの一つである。

### 第三・一・二章の「今」による状況の整理

以上のように、『戦國縱横家書』前三章は、①第三章前半、②第一章、③第三章後半、⑤第二章の順に発信された書信である。特にその中の「今」に關わる記述を軸にして、わずか二ヶ月程度の「東西稱帝」時期(秦昭王十九年年初十月〜十二月、西曆前二八九年年初十月〜十二月)の記事(出來事)を時系列に並べてみよう(同じ番號の時点の事柄も文脈により先後をつけて並べる)。

(▼)は、みな蘇秦が趙に拘留される①の直前の状況)

▼奉陽君使周納告寡人曰(※燕王が蘇秦を任用しないことを諷う)

▼奉陽君使周納言之曰(※蘇秦の目的は實は謀齊だと忠告)

▼周納言、(※蘇秦を任用しないことが、燕、趙)同盟の條件)

▼奉陽【君】【有說】(筆者推測)丹若得也(※蘇秦の不任用(罷免)が、

齊と講和し上交とするための條件)

(第三章前半書信の時期)

今①齊王使宋竅謂臣(※▼奉陽君が蘇秦不任用(罷免)を條件に齊趙同盟を提案してきたことを言う)

①使盛慶獻書於【燕王】(※第三章前半の書信を発信、薛公・徐爲の謀齊と齊趙關係悪化を報告する)

①臣使慶報之後、徐爲之與臣言甚惡(※韓徐爲の態度までも悪化、おそらく蘇秦の拘留の始まり)

(第一章書信の時期)

今②奉陽【君】之使與(※奉陽君「兌(兌)」と臣「秦」との交渉)

今②與臣約五和入秦(※奉陽君と臣による五國連合の盟約成立)

今②臣欲以齊大【惡】而去趙(※齊趙關係の最悪化策と、趙を去ることを要望(第二章の②臣使辛調大《去》之と同じ要望)

②使田伐若使使孫疾召臣、因辭於臣也。(※第一章末の使者要請、これに應じて④がある)

②自趙獻書燕王曰(※第一章の書信を発信)

(第三章後半書信の時期)

今③【齊】王使宋竅詔臣(※齊王が蘇秦の召還を要請)

③蘇脩在齊(※おそらく第三章後半の書信の冒頭句、齊が楚(蘇脩在齊)をつてに秦と結ぼうとしている事を報告)

③王使慶謂臣「不利於國、且我夏《憂》之。」(※燕王が①の使者盛慶によつて返信、趙を去ることは「不利於國」と言う)

今③王曰、「必善勺(趙)、利於國。」(※實質的に右に同じ書信)

(第二章書信所收の燕王之賜使の記事)

④王之賜使使孫與弘來(※②第一章末の使者要請に應じたもの)

④言臣之後、奉陽君・徐爲之視臣益善、有遣臣之語矣(※②第一章末の「辭於臣」が實行されて、奉陽君・徐爲の態度が改善、蘇秦解放のきざし)

(第二章書信の時期)

今⑤齊王使李終之勺(趙)(※齊王が、奉陽君に齊宋の同盟國化「相橋於宋、與宋通關」を告げ、奉陽君が怒る)

⑤奉陽君甚怒於齊、使勺(趙)足問之臣(※奉陽君が、齊宋の同盟國化などについて蘇秦の罪を問う)

⑤願王之使人反復言臣、必毋使臣久於勺(趙)也(※「反復」はこれが最初ではなく最後の要請であることを示し、「反復」「必毋」の言葉

は趙からの解放を願う切實さ必死さを伝える)

### ⑤使韓山獻書燕王(※第二章の書信を發信)

#### まとめ

さて、一連の書信として『戰國縱橫家書』前三章を讀み解き、おおよそ①から⑤までの五つの時點の記事として時系列に分類して理解するならば、どのような蘇秦物語が浮かび上がるだろう。

おおよそ次のような筋書きになる。

齊との親善・連合により國境現狀維持を目指す趙相奉陽君は、何かと齊趙關係の惡化を目論む蘇秦を危險視し、以前から齊王に蘇秦の不任用(罷免)を要請・忠告・交渉してきていた。逆に、蘇秦は齊王の信用を得て、齊國を制御できるように、齊の攻宋を停止させ(「東西稱帝」のお膳立てをし)、また反齊派として協力し合う魏相薛公・趙將徐爲とは攻齊連合を約して謀齊を企み、齊が趙に備え、趙が齊に備える齊趙相背の形勢をつくりあげた。(ここで第三章前半書信發信)しかし、そのために趙に來た蘇秦は、(協力者だったはずの)趙將徐爲の態度が惡化し(「徐爲之與臣言甚惡」、趙兵によつて守られる(監視・拘留される)ことになる(「在梁(梁)者」薛公の指示によるか)。時は秦昭王十九年十月、まさに「東西稱帝」の策謀が發動し東帝齊と西帝秦とで連合して趙國を滅ぼそうとしており、趙將徐爲も自國の最大の危機(秦齊兩面の敵)を前にして、攻齊の面のみの蘇秦に協力するどころではなくなった。むしろ趙相奉陽君の親齊反秦策に協力するしか救國の手は無い。趙相奉陽君は、拘留中の蘇秦と交渉し、二人で「五和入秦」(趙・燕・齊・魏・韓の攻秦)連合の盟約を企畫し、それを實行に移し始める。ただし、蘇秦はなお趙に留められたままで齊王と帝號を

去つて秦を攻める(第四章「攻秦去帝」)ための相談(謀議)ができない。今こそ趙を去つて、趙の五和は「陰かに齊を外し齊を謀る」ためだと言つて齊の趙への憎惡を最大限に煽る機會なので、燕王に使孫らを使わして燕に蘇秦を「疾く」召還するように要請した。(ここで第一章書信發信)折も折、齊王からも相談したいことがある(「蘇脩在齊」「東西稱帝」による趙包圍策の謀議か)と召還の要請が来る。燕王からは、趙を去ることは「不利於國」との回答が來たので、蘇秦はあえて趙を去らず、齊趙關係の惡化が思いのままであることを確認し、燕王にさなる助力(「羽鑕」)をお願いし、趙に長く止まる危險を訴える。(ここで第三章後半書信發信)燕王は、蘇秦の要請に應じて使孫らを使わして蘇秦を燕に召還するための口添えをし、そのおかげで、奉陽君・徐爲の蘇秦を見る目が好意的になり、蘇秦を解放するさざしが見えはじめた。ところが折悪しく、齊王の使者李終が、齊王の怒りとともに宋(および秦)との同盟國化(「相橋於宋、與宋通關」)を告げてきたので、奉陽君も(「東西稱帝」繼續中の)齊に怒り、その責任を蘇秦に問い詰める。蘇秦は知らぬ存ぜぬを通すが、奉陽君は罪を盡く蘇秦の所爲だとする。このまま趙に止まれば取り返しつかないことになると感じた蘇秦は、趙から解放されるまで何度でも(「反復」)あきらめず(「必母」)、燕に召還する口添えの使者をよこすよう、燕王にお願いする。(ここで第二章書信發信)

#### おわりに

まず、實は①以前の時點(▼)であることが確認できた、奉陽君から齊王への一連の働きかけ(蘇秦不任用の要請・忠告・交渉)は、第四章の「後、薛公乾(韓)徐爲與王約功(攻)齊、奉陽君齎臣、歸罪於燕、

以定其封於齊、公玉丹之勺(趙)致蒙、奉陽君受之、王憂之。故強臣之齊。臣之齊、惡齊勺(趙)之交、使母予蒙而通宋使。」(後に、薛公・乾(韓)徐爲王と與に齊を功(攻)むるを約し、奉陽君臣を鬻ぎ罪を燕に歸して以て其の封を齊に定め、公玉丹、勺(趙)に之きて蒙を致し、奉陽君之を受くるに、王は之を憂ひ、故に臣に強ひて齊に之かしまむ。臣は齊に之き、齊・勺(趙)の交を惡しくし、蒙を予ふること母くして宋の使を通ぜ使む。)に所謂「奉陽君鬻臣」の内實だととらえてよい。

楊寬『輯證』(75・756頁)では「奉陽君鬻臣」について、次のように説明している。齊が燕將張庫(魁)を殺し、その罪を請う(謝罪)のために蘇秦が齊に至り、齊燕の國交を修復した(第四章「治齊燕之交」)その後、當時魏相薛公(孟嘗君)と趙將韓徐爲とは、燕王と共に齊を攻める約を結んでおり、蘇秦も當然それに參與していたが、趙相奉陽君(李兌)が突如として事態を改變し、齊がもたらす封邑(蒙邑)を受け取り齊と連合した。よつて蘇秦の書信に「奉陽君鬻臣」と言うのである。蒙はもと宋の邑であり、齊が公玉丹を趙に使わして蒙邑を奉陽君の封邑としてもたらすというのは、齊が宋國を攻め滅ぼしたあかつきには蒙邑を奉陽君に贈與するという約定にすぎない。蘇秦はそれを阻むため、齊に至り、齊・趙の關係を惡化させ、齊が蒙邑を奉陽君に予えないようにするために宋使を通じさせた(第四章「臣之齊、惡齊勺(趙)之交、使母予蒙而通宋使」)のである。宋使を通じさせることは齊と宋とが國交を恢復することであり、よつて齊の攻宋は停止されたわけである。

件の「奉陽君鬻臣、歸罪於燕、以定其封於齊」のきつかけとなつた事件として、楊寬『輯證』では、第四章「齊殺張庫(魁)……治齊燕之交。」と、第四章「齊之信燕也、虛北地面【行】其甲。王信田代

〈伐〉繰去【疾】之言功(攻)齊、使齊大戒而不信燕、臣捧(拜)辭事、王怒而不敢強。勺(趙)疑燕而不功(攻)齊。王使襄安君東以事也。」とを、この順序で並べて前二九〇年の項に掲げているのは、まさに慧眼であり、現在、筆者はこれに従つて、「齊殺張庫(魁)」事件を、拙稿「本末案」で前二九二年と推定したものを改めて前二九〇年としたいと考える。また甚だしくは、もつと①の時點に接近させて前二八九年七月頃の可能性すらあると考える。前二八九年十月から十二月のわずか三ヶ月の間に「東西稱帝」から「五和入秦」への權謀術數や大轉換が可能ならば、その直前のわずか三ヶ月(七月から九月)の間でも「齊殺張庫(魁)」事件から燕の「功(攻)齊」(第四章、趙の「不功(攻)齊」「奉陽君鬻臣」……以定其封於齊」(第四章、臣の「臣捧(拜)辭事」「齊殺張庫(魁)、臣請屬事辭爲臣於齊」(第四章、燕の「使襄安君東」(および「襄安君之不歸哭」(第四章、臣の「之齊、惡齊勺(趙)之交、使母予蒙而通宋使」(第四章、①の時點の「齊之任臣、以不功(攻)宋」(第三章)ぐらいまでの諸事が起こつても何ら不思議では無い。もしも「齊殺張庫(魁)」事件が前二八九年七月頃でよいならば、第六章「梁(梁)自り書を燕王に獻じて曰く、……今、燕王羣臣と齊を宋に破らんことを謀りて、齊を功(攻)むること甚だ急なり。……寡人(齊王)の地を宋に得るも、亦た八月を以て兵を歸し、地を得ざるも、亦た八月を以て兵を歸さん。……足下(燕王)齊に怒ると雖ども、請ふ、之を養ひて以て事に便にせんことを。」はその時の事と考へることも十分に可能である。よつて、本稿では、第六章の編年を「前二九〇／二八九」と推定した次第である(「編年一覽表」参照)。

なお、さらに第四章以下の書信の詳細な再検討も行なうべきであるが、それには別の機會をしばらく待ちたいと思う。『戰國縱橫家書』

を研究する諸賢のご批正を仰ぐ次第である。

注

(1) 本稿では、『戦國縦横家書』を訓讀するのに、主に「大西・大櫛書」に據っているが、さらに佐藤武敏監修、藤田勝久・早苗良雄・工藤元男 譯注『馬王堆帛書 戦國縦横家書』(朋友書店、一九九三年)をも参照した。ただし、本稿の訓讀は、解釋の相違のために該書とは異なる部分も多い。また、底本「釋文注釋」の缺字部分の推測については、「……」(筆者推測)と示して、私見により(文脈相通のためだけの)憶測を逞しくした箇所も少なくない。

(2) 第六章の位置づけについては、従来、多くの研究者が齊の第二次伐宋時期と考へ、前二八七年に繫年している(後掲「編年一覽表」参照)。ただし「大西・大櫛書」では、五國攻秦軍の出兵を前二八八年前半のこととし、その數ヶ月後に齊による第二次伐宋があると考へ、第六章に云う「八月歸兵」の「八月」は前二八八年の八月と推定する(同書第六章注(七)を参照)。

(3) 唐蘭「司馬遷所沒有見過的珍貴史料——長沙馬王堆帛書《戦國縦横家書》」、楊寬「馬王堆帛書《戦國縦横家書》的史料價值」、馬雍「帛書《戦國縦横家書》各篇的年代和歷史背景」(いずれも馬王堆漢墓帛書整理小組編『馬王堆漢墓帛書 戦國縦横家書』、文物出版社、一九七六年所收)の三篇の論文は初期の研究・考證ではあるが、『戦國縦横家書』を利用した戦國史の編年を考える上で、今もなお、まず第一に参照すべきものだと思う。楊寬『戦國史料編年輯證』(臺灣商務印書館、二〇〇二年)(以下、楊寬「輯證」と略稱)と陳平『燕史紀事編年會按』(上下冊、北京大學出版社、一九九五年)は、文字通り多くの戦國史料を丹念に集めて編年したもので、『戦國縦横家書』各章の位置づけ(編年)に非常に

参考になる。

(4) 『戦國縦横家書』において、「今」には三つの意味・用法がある。一つ目は、「今現在」(書信を書いている今現在)という意味で、これが最も多く、頻出する。二つ目は、「今かりに……とするならば」という假定条件を表す(第二十章など)。三つ目は、「先に……後に……今や……」というように、「先」(あるいは「始」)の状況と比較して變化が有つたことを強調する「今や」という意味を表す(第七章など)。

(5) 「五和入秦」の語は、『戦國縦横家書』第一章に見え、「今與臣約五和入秦使使齊韓梁(梁)【燕】とある。「釋文注釋」では、「今與臣約、五和、入秦使、使齊、韓、梁(梁)【燕】」と句讀するが、私見では、「今(趙の奉陽君)臣と五和入秦を約し、使を齊・韓・梁(梁)【燕】に使はす」と訓讀すべきだと考へる。第九章に、五和入秦の事を、「南方の齊に事ふる者、燕と天下との師を得て、之れを秦と宋とに入れて以て齊を謀らんと欲す」と云う。「入る」とは「師(軍隊)を他國に入れることだと考へられる。他に「大西・大櫛書」第一章【注釋】(九)に詳細な説明がある。なお「五和」は、趙・燕・齊・魏・韓の五國連合のことであり、特に第一章の文脈によれば、それをまず主導した人物が趙の奉陽君と燕の蘇秦とであつたと考へてよい。

(6) 本稿では、絶對年代を論證することを目的としているわけではない。あくまでも事の先後や經緯を論ずるものである。よつて、行論の便宜上、西曆の紀元前何年という形で年代を示すことがあつても、あまり厳密なものではない(實際は、厳密に示そうにも考證が不可能な年代がほとんどである)。ともかく事の先後の目安として前何年と言うに過ぎない。そして、少なくとも蘇秦の活動の先後關係を分析するために、基點の年とすべきであるのが秦昭王十九年なのである。

(7) 馬雍「帛書《戦國縦横家書》的年代和歷史背景」、前掲、200頁、注

